

令和6年度
「徳島市テナント店舗等
木質化モデル創出事業補助金」
交 付 要 領
[令和6年4月]

【 応 募 】

必ず事業実施前に申請してください。

申請受付期間は令和6年4月15日（月）～令和6年12月27日（金）です。

申請受付後、申請された書類に基づき資格要件及び事業内容等の審査を行い、採択者を決定します。

【提出・問い合わせ先】

徳島市経済部農林水産課

- 住 所 : 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
- 電 話 : 088-621-5245
- F A X : 088-621-5196
- E - mail : norin_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 8:30~17:00/月~金曜日（祝日を除く）

【その他】

- 本交付要領のほか、補助金交付申請書等を、徳島市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
- 申請は、窓口での提出のみ受け付けます。郵送による申請は受け付けません。

徳島市 経済部 農林水産課

1 事業目的

この事業は、市内の店舗等の木質化に係る経費の一部を補助し、木質化されたモデル店舗を創出することで、市内における県産材の活用及び木質化を促進するとともに、市民の方々が日常的に木に触れ、森林に親しみを持つ機会を創出し、森林や林業等に関する機運を醸成することを目的とします。

2 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする者は、市内に新たに店舗等を開設し、又は既存店舗等を改修するテナント事業者又は物件所有者で、以下の(1)から(5)の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主な目的としないもの。
- (2) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税、同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を完納していること。
- (3) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しないこと。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外。
- (4) 同年度に補助金の交付を受けていない、もしくは受ける予定がないこと。
- (5) これまでに同店舗等にて補助金の交付を受けていないこと。

なお、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)から(9)の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 直接顧客と対面することにより商売を行っている小売業、飲食業、サービス業等の施設であること。
- (2) 店舗等を利用する者（以下「店舗等利用者」という。）が原則として制限されていないこと。
- (3) 店舗等利用者に対し、県産材が目立つ形で使用されていること。
- (4) 原則として、営業日数が週5日以上かつ営業時間が一日平均4時間以上であること。
- (5) 店舗として、補助金交付の翌年度から3年間以上継続して営業する予定であること。
- (6) 補助対象事業の完了後、当該年度の3月末日までに営業を開始できること。
- (7) 事業実施後、補助対象店舗に県産材を活用していることをプレート等によって表示するとともに、店舗等利用者以外の者への情報発信（チラシの配布やホームページ・SNS等によるPR活動等）を行うこと。
- (8) 同一の事業について国（独立行政法人を含む）・県等の公的機関から補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者であること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条にお

いて規定する営業に該当しないこと。

※交付決定後に他の制度と併用している事実を発見した場合は、交付決定を取り消し、必要に応じて補助金の返還を求める場合があります。

4 補助対象経費等

(1) 対象経費

① 木質化工事

面的に県産材を仕上げ材として使用する床、壁、天井等の内装や、外壁、塀、柵、ウッドデッキ等の屋外外装工事及び木製建具工事に係る経費

② 木製什器設置

面的に県産材を使用した木製什器の設置に係る購入費、組立費、設置費及び運搬費

【対象とならない経費】

- ・ 県産材以外の国産材、建築廃材、外国産材、再利用材の使用に係る経費
- ・ 店舗等利用者が利用しない木製建具、木製什器に係る経費
- ・ 既存施設・設備の撤去に係る経費
- ・ 下地材等、竣工後に視認できない部分での使用に係る経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 交付決定日以前の契約・発注により発生した経費
- ・ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できない経費
- ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(3) 補助限度額

上限 100万円

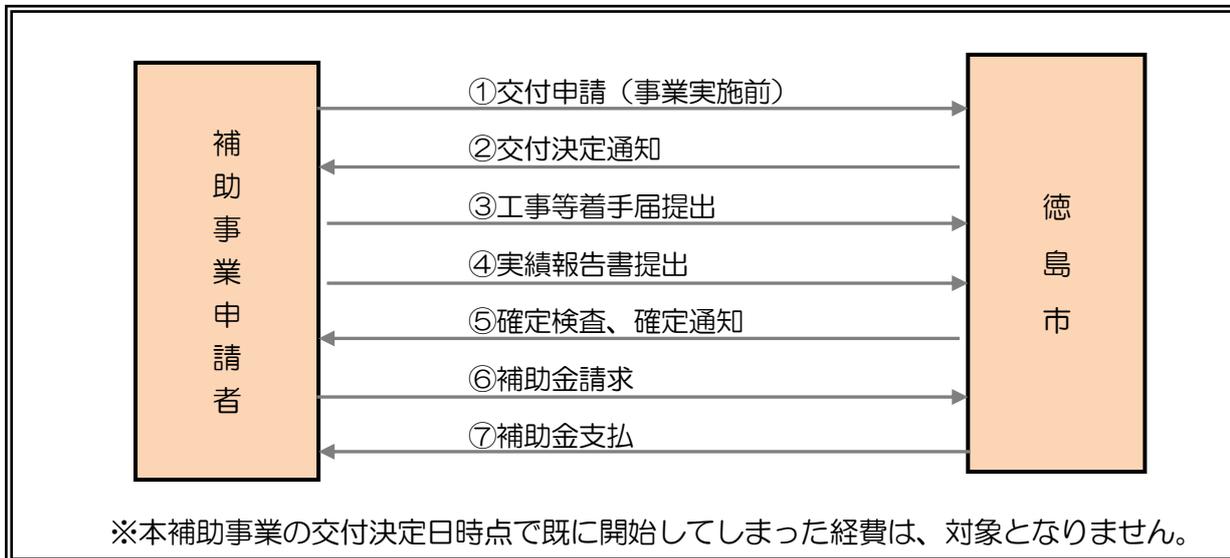
5 補助対象期間

本補助事業の補助対象期間は、交付決定日から令和7年2月28日（金）までです。

6 事業（手続き）の流れ

補助金の申請から事業完了までの流れは、次の図のとおりです。

【事業（手続き）の流れ】



7 交付申請（応募上の注意）

(1) 申請書類について

- ① 次に掲げる「提出書類一覧」により、申請書類等を作成し、提出してください。
- ② 提出された申請書類等は、返却しませんので予めご了承ください。
- ③ 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 申請していない補助対象経費については、実績報告書を提出の際に追加できません。

提出書類

- ◇ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ◇ 事業計画書
- ◇ 補助対象経費内訳書
- ◇ 補助対象経費に係る見積書の写し
- ◇ 事業の内容説明資料（配置図、平面図、設計イメージ図等）
- ◇ 事業者を証明する資料の写し（開業前の場合は住民票）
- ◇ 賃貸借契約書の写し（自己所有物件の場合は、建物の登記事項証明書の写し）
- ◇ 工事着工前の写真（外観、内観を各2～4枚程度）
- ◇ チェックシート及び同意書（徳島市以外の事業者については、当該課税を行った市町村発行の納税証明書）

(2) 提出方法について

提出書類を、本交付要領表紙に記載の提出先へ持参により提出してください。

※ 補助金の支払いについては、本補助事業完了後の実績報告書の提出を受け、補助金の額が確定した後に、精算払により行いますので、ご注意ください。

8 交付決定等

提出された書類に基づき資格要件及び事業内容等を審査し、補助金を交付するべきものと認められるときは交付決定を行います。

※ 交付決定後、工事又は木製什器の購入等に着手した際には、徳島市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金工事等着手届（様式第4号）を提出してください。

9 事業内容の変更

交付決定を受けた後、本補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受けなければなりません。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。（次表に掲げる要件に該当する場合）

【軽微な変更】

区 分	変更の内容
経費の配分の変更	◇補助交付額に影響がなく、補助事業に要する経費全体の20%以内の増減となる変更をする場合 ◇対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20%以内の経費を流用する場合
事業内容の変更	補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない、事業計画の細部の変更をする場合

提出書類

- ◇ 補助事業変更承認申請書（様式第5号）
- ◇ 補助対象経費内訳書（変更後）
- ◇ 補助対象経費に係る見積書
- ◇ 変更内容説明資料（配置図、平面図、設計イメージ図等）
- ◇ その他市長が必要と認める書類

10 実績報告等

(1) 実績報告について

補助事業者は、本補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただく必要があります。

提出書類

- ◇ 実績報告書（様式第9号）
- ◇ 補助対象経費内訳書（確定）
- ◇ 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等）の写し
- ◇ 完成図面（申請時から変更があった場合のみ提出）
- ◇ 竣工後の写真（外観、内観を各2～4枚程度）
- ◇ 県産材の産地の証明ができるもの
- ◇ その他市長が必要と認める書類

(2) 経理文書等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した年度の終了後5年間保存しなければなりません。

11 その他

(1) 交付申請書等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助金の交付決定の可否を問わず、一切支給しません。

(2) 提出された申請書類等の取扱いについて

申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。